

第63期 定時株主総会 招集ご通知

2024年7月1日▶2025年6月30日

日時

2025年9月25日（木曜日）
午前10時

場所

愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川
2階 さくらの間

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	11
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件	15
第5号議案 監査等委員である取締役(社外 取締役を除く。)に対する譲渡 制限付株式の割当てのための 報酬決定の件	19
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈 並びに取締役に対する退職慰労金制 度廃止に伴う打ち切り支給の件	21
事業報告	23
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

株 主 各 位

愛知県春日井市牛山町1203番地
株式会社 三 ツ 知
代表取締役社長 下元 守

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第63期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.mitsuchi.co.jp/ir/
----------	---



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所 ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
-------------------	---



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2025年9月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川2階 さくらの間
3. 目的事項
- 報告事項**
- 第63期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第63期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第6号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記①～④の事項を除いております。したがって、当該書面は監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま
- す。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2025年9月25日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2025年9月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年9月24日（水曜日）午後5時30分入力分まで

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://www.evoting.tr.mufg.jp>

詳細は次ページをご参照ください。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により

重複して議決権を行使された場合

インターネットによって議決権を複数回行使された場合

▶ インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

▶ 最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

注意事項

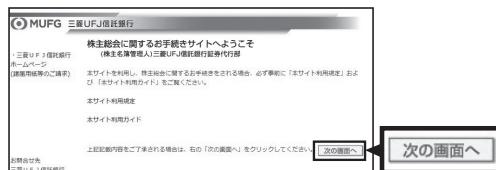
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休させていただきます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

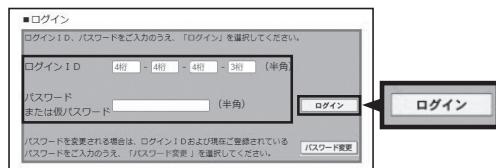
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

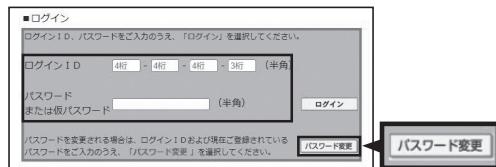
- 1 「次の画面へ」をクリックしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



パスワードを変更される場合は「パスワード変更」を選択してください。



- 3 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 10.0円 総額 46,622,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年9月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会におきまして審議がなされましたが、特段指摘すべき点はないとの意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

しももと	まもる		
1. 下元	守	再任	
	(1971年9月25日生)	所有する当社の株式数	3,495株

● 略歴、地位及び担当

1995年4月 当社入社
 2007年4月 株式会社三ツ知部品工業工務課長
 2012年4月 株式会社三ツ知部品工業業務部次長兼製造部次長
 2014年1月 株式会社三ツ知部品工業代表取締役社長
 2019年7月 当社生産管理部長
 2022年1月 当社執行役員生産管理部長
 2022年7月 当社執行役員副工場長
 2023年9月 当社取締役工場長
 2024年9月 当社代表取締役社長（現在に至る）

● 取締役候補者とした理由

下元 守氏は、当社及び当社の子会社にて長年にわたり生産管理業務に携わり、また国内子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 下元 守氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

むらこし やすゆき
2. 村越 康幸

再任
(1961年11月 8 日生)

所有する当社の株式数 18,846株

● 略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
1998年 4 月 当社品質管理部品質管理課長
2006年 1 月 当社管理部次長兼総務課長
2006年 9 月 当社総務部次長兼総務課長
2012年 9 月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長
2015年 9 月 当社総務部長
2017年 9 月 当社取締役総務部長
2023年10月 当社取締役（現在に至る）

● 取締役候補者とした理由

村越康幸氏は、当社において長年にわたり品質管理及び総務・人事業務に携わり、当社取締役及び国内子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 村越康幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

えんどう のぶゆき

3. 遠藤 信幸

再任
(1972年 8 月 8 日生)

所有する当社の株式数 3,414株

● 略歴、地位及び担当

1996年 4 月 株式会社阪村機械製作所入社
2023年 2 月 当社入社、技術部長
2023年 9 月 株式会社三ツ知製作所取締役
2023年10月 当社執行役員技術部長
2024年 9 月 当社取締役技術部長
2024年 9 月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長（現在に至る）
2025年 7 月 当社取締役（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長

● 取締役候補者とした理由

遠藤 信幸氏は、長年にわたり製造技術に携わり、当社の子会社取締役として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 遠藤信幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

くに た しん ご
4. 國田 真吾

新任
(1970年 3月25日生)

所有する当社の株式数 2,600株

● 略歴、地位及び担当

- 1994年 4月 当社入社
- 2000年 7月 Thai Mitsuchi Corporation Ltd. 取締役社長 (出向)
- 2013年 1月 海外営業部長
- 2014年 7月 執行役員海外営業部長
- 2019年 4月 Mitsuchi Corporation of America 取締役社長 (出向)
- 2023年 8月 執行役員 (営業第一部担当)
- 2023年10月 執行役員 (営業第一部・購買部担当)
- 2024年 7月 執行役員 (営業第一部・購買部・生産管理部担当) (現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

國田 真吾氏は、当社及び当社の子会社にて長年にわたり営業に携わり、また海外子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 國田真吾氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

さわ ゆ か
5. 澤田 由香再任 社外 独立
(1977年5月13日生)

所有する当社の株式数 一株

● 略歴、地位及び担当

- 2002年4月 山本通産株式会社入社
- 2008年1月 エアー・プロダクツジャパン株式会社入社
- 2014年10月 ヘンケルジャパン株式会社入社
- 2020年11月 さわゆか経営事務所代表（現在に至る）
- 2020年12月 中小企業診断士登録
- 2022年9月 当社取締役（現在に至る）
- 2023年4月 ケイパビルド株式会社代表取締役（現在に至る）
- 2024年6月 公益社団法人愛知県中小企業診断士協会理事（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

- さわゆか経営事務所 代表
- ケイパビルド株式会社 代表取締役
- 公益社団法人愛知県中小企業診断士協会 理事

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤田由香氏は、中小企業診断士、認定経営コンサルタント等の資格を有し、製造業及び自らのコンサルティング事務所で培った豊富な経験、他社における経営コンサルタントや商工会議所など公的支援機関における経営相談等の業務を通じて幅広い見識を有しております。当社の社外取締役として3年の経験を有しています。当社の長期的な価値創造に向け、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監査及びチェック機能の強化を期待すべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 澤田由香氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数には役員持株会での持分も含めて記載しております。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告33ページ「4. 会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2025年9月に更新しました。
3. 取締役候補者澤田由香氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

いしぐろ	まさる		
1.	石黒	勝 再任	
		(1959年4月14日生)	所有する当社の株式数 24,000株

● 略歴、地位及び担当

1982年4月 シロキ工業株式会社入社
2002年9月 当社取締役
2003年9月 当社常務取締役
2003年9月 株式会社三ツ知部品工業代表取締役社長
2009年9月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長
2012年9月 Thai Mitchi Corporation Ltd.取締役社長
2014年9月 当社専務取締役
2016年9月 当社取締役相談役
2019年9月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）
2019年9月 株式会社三ツ知製作所監査役（現在に至る）
2019年9月 株式会社三ツ知部品工業監査役（現在に至る）
2020年12月 株式会社創世エンジニアリング監査役（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社三ツ知製作所 監査役
株式会社三ツ知部品工業 監査役
株式会社創世エンジニアリング 監査役

● 取締役候補者とした理由

石黒 勝氏は、当社の取締役として長年にわたり営業、調達、品質等に携わり、国内及び海外子会社社長として会社経営を経験し、監査等委員として6年の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営全般の監視と有効な助言を得るべく、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

監査等委員である取締役候補者 石黒 勝氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. とうの しげゆき 東野 繁幸

再任 社外 独立
(1950年5月8日生)

所有する当社の株式数 一株

● 略歴、地位及び担当

- 1969年4月 公認会計士伊藤寛事務所入所
- 1975年12月 税理士登録
- 1978年4月 東野繁幸税理士事務所所長（現在に至る）
- 2019年9月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

東野繁幸税理士事務所 所長

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東野繁幸氏は、税理士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、当社監査等委員である社外取締役として6年の経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を得るべく、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

監査等委員である取締役候補者 東野繁幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

お がわ よう こ
3. 小川 洋子

再任 社外 独立
(1973年12月11日生)

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位及び担当

2003年10月 弁護士登録
2015年 9 月 藤久株式会社社外取締役
2019年12月 弁護士法人TRUTH&TRUST 代表社員 (現在に至る)
2023年 9 月 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)

● 重要な兼職の状況

弁護士法人TRUTH&TRUST 代表社員

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小川洋子氏は、弁護士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、当社監査等委員である社外取締役として2年の経験を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を得るべく、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

監査等委員である取締役候補者 小川洋子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、石黒 勝氏、東野繁幸氏及び小川洋子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、石黒 勝氏、東野繁幸氏及び小川洋子氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告33ページ「4. 会社役員に関する事項 (5) 役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2025年9月に更新しました。
3. 東野繁幸氏、小川洋子氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位	企業経営	業界の知見	技 術	(ものづくり) 生産・品質	営業・調達	財務会計	法務・CSR	グローバル
下元 守	取締役	●	●	●	●	●	●		
村越 康幸	取締役	●	●				●	●	
遠藤 信幸	取締役	●	●	●	●				
國田 真吾	取締役	●	●			●	●		●
澤田 由香	取締役	●				●	●	●	
石黒 勝	取締役(監査等委員)	●					●	●	●
東野 繁幸	取締役(監査等委員)	●					●	●	
小川 洋子	取締役(監査等委員)	●					●	●	

※上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名（うち社外取締役1名）ありますが、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債

権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第63期事業報告4.会社役員に関する事項31から32ページをご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1)譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役が退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、正当な理

由以外の理由により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案がご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針」につき以下に記載のとおり変更することを予定しております。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基礎的役員報酬、業績連動報酬として業績連動役員報酬及び株主総会にて決議された役員賞与、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬により構成し支給する。監督機能を担う社外取締役（監査等委員を除く社外取締役）については、その職務に鑑み基礎的役員報酬のみとする。

b.固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の基礎的役員報酬は月例支給とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

c.業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動役員報酬は、月例支給とし、国内三ツ知グループの常勤役員を対象とし、国内三ツ知グループの前期純利益を基に総合的に勘案し算出された金額を、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮して決定するものとする。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、対象期間の国内三ツ知グループの当期純利益を基に総合的に勘案し算出された金額を、賞与として毎年9月株主総会後に支給する。

d.非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する指針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額は、年額30百万円以内、かつ、発行又は処分する普通株式の総数は年100千株以内とする。

e.基礎的役員報酬の額、業績連動役員報酬等の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別基礎的役員報酬、業績連動役員報酬等及び非金銭報酬については上位の役位ほど業績連動役員報酬の配分ウエイトが高まる構成とし、前期の業績貢献実績等を勘案し、支給の有無を決定する都度、割合については代表取締役社長が決定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長下元 守にその具体的内容について委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。役員賞与については、株主総会において総額決議し、個人配分は代表取締役社長下元 守に一任しております。

第5号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役に求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上に資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下「対象監査等委員」という。）に対し、上記の報酬等の額とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額3百万円以内といたします。また、対象監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象監査等委員は1名となります。

また、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない

場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象監査等委員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以上により、本議案の内容は相当であると考えております。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される中村和志氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在籍年数、その他功労等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
なかむら かずし 中村 和志	2018年9月	代表取締役社長
	2024年9月	代表取締役会長（現在に至る）

また、当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行った結果、2025年8月29日開催の取締役会において、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」、第5号議案「監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、引き続き在任する取締役（監査等委員であるものを除く。）4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で取締役に対する退職慰労金を打ち切り支給することとしたいと存じます。

本議案の内容は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」、第5号議案「監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期は各氏の取締役退任時とし、その具体的な金額及び支給の方法等につきましては、退任する取締役（監査等委員であるものを除く。）については取締役会に、退任する監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
しももと まもる 下元 守	2023年9月	取締役工場長
	2024年9月	代表取締役社長（現在に至る）
むらこし やすゆき 村越 康幸	2017年9月	取締役総務部長
	2023年10月	取締役（現在に至る）
えんどう のぶゆき 遠藤 信幸	2024年9月	取締役技術部長
	2025年7月	取締役（現在に至る）
いしぐろ まさる 石黒 勝	2019年9月	取締役（監査等委員）（現在に至る）
さわだ ゆか 澤田 由香	2022年9月	当社取締役（現在に至る）
とうの しげゆき 東野 繁幸	2019年9月	当社取締役（現在に至る）
おがわ ようこ 小川 洋子	2023年9月	当社取締役（現在に至る）

以上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の持ち直しにより緩やかな回復が続いたものの、物価高や金利動向への懸念から企業活動・個人消費の回復には一部鈍化も見られました。

一方、海外経済においては、中東情勢の長期化や資源価格の高止まりを背景に、エネルギー・原材料コストの上昇が継続し、欧州・中国など主要市場では需要の伸び悩みが続きました。加えて、政策金利の高止まりや為替相場の不安定な動き、米国の政策運営への不透明感など、世界経済全体として依然として不確実性の高い状況となりました。

当社グループの主要取引先である自動車部品業界においても、東アジアでの日本車シェアの低下傾向は継続し、北米・東南アジアにおける生産も前年をやや下回る水準で推移いたしました。その結果、当社の受注環境は全体として厳しい局面が続きました。

このような経営環境の中、当社グループでは、中期経営計画「ビジョン24」の1年目として、対処すべき課題の解消に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は124億11百万円(前年同期比5.6%減)となりました。利益面につきましては、全社を挙げて原価低減活動に取り組んだ結果、営業利益は1億6百万円(前年同期比77.1%減)、経常利益は1億74百万円(前年同期比72.6%減)、特別損失として固定資産の減損損失1億80百万円(内、のれん46百万円)を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は1億17百万円(前年同期は4億19百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

〔日本〕

得意先からの受注が減少し、売上高は93億1百万円(前年同期比8.7%減)となりました。利益面につきましては、経費削減に努めましたが、1億40百万円の営業損失(前年同期は1億7百万円の営業利益)となりました。

〔米国〕

得意先の生産調整により受注が減少し、売上高は14億38百万円(前年同期比6.0%減)となりました。利益面につきましては、経費削減に努めましたが、85百万円の営業損失(前年同期は5百万円の営業利益)となりました。

〔タイ〕

得意先からの受注増加により、売上高は25億67百万円(前年同期比2.6%増)となりました。利益面につきましては、経費削減に努めた結果、営業利益は3億32百万円(前年同期比4.6%減)となりました。

〔中国〕

得意先からの受注が減少し、売上高は2億68百万円(前年同期比34.7%減)となりました。利益面につきましては、経費削減に努めましたが、33百万円の営業損失(前年同期は24百万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、3億10百万円となりました。その主なものといたしましては、株式会社三ツ知及び株式会社三ツ知製作所における機械装置の増設等であります。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行5行と総額26億50百万円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第60期 2022年6月期	第61期 2023年6月期	第62期 2024年6月期	第63期 (当連結会計年度) 2025年6月期
売 上 高 (千円)	12,448,330	12,555,016	13,147,879	12,411,996
経 常 利 益 (千円)	536,763	141,691	637,596	174,560
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	395,409	△32,241	419,314	△117,318
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	78.11	△6.37	82.83	△23.45
総 資 産 額 (千円)	16,411,098	16,683,132	16,450,835	15,858,257
純 資 産 額 (千円)	9,067,473	9,230,907	9,982,288	9,647,152
1株当たり純資産額 (円)	1,791.16	1,823.44	1,971.89	2,069.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2023年6月期は、得意先の生産調整による受注減少の一方で、為替変動の影響もあり増収となりましたが、原材料・エネルギー価格の高騰等の影響による減益と固定資産の減損等により親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
3. 2024年6月期は、得意先からの受注増加等により増収増益となりました。
4. 2025年6月期の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

今日の世界経済は、依然として地政学的リスクの継続や資源価格の高止まり、インフレ圧力の残存など不確実性を抱えながらも、各国の金融政策やサプライチェーンの安定化により緩やかな回復基調が見られつつあります。国内経済におきましても、設備投資や雇用の持ち直しの動きが見られる一方、個人消費や外需の動向には依然として慎重な見極めが求められる状況が続いております。当社が事業を展開する自動車部品業界におきましても、電動化や自動運転技術の進展、カーボンニュートラルへの対応といった構造的な変革が一層加速しており、部品メーカーにはこれまで以上に高精度・高強度かつ環境負荷の低い製品の開発・供給が求められております。

こうした環境変化の中で、当社グループにおいては、以下の項目を重点実施項目として取り組んでまいります。

- ①海外事業最適化に向けて具体的な施策を実行します
 1. インドセグメント・・・新会社設立・量産体制確立。それに先駆けて既得商権以外の新規受注獲得の現地活動を開始する。
 2. タイセグメント・・・大型設備投資による新規受注品立ち上げを成功させて利益確保を確実なものとする。
 3. 北米セグメント・・・大型設備投資を視野に入れた新規基軸商権を獲得する。
 4. 中国セグメント・・・経営のスリム化を加速する。
- ②新規事業の領域拡大に向けて具体的な施策を実行します
 1. 自社開発特殊ファスナー(フックシリーズ)の用途拡大を図り新規顧客を獲得する。
 2. フリックシリーズ、水素配管コネクタに次ぐ新規事業開拓に向けて、外部のベンチャー企業ステーションに常駐し情報収集を行う。
- ③既存事業(自動車部品関連)の収益力アップに向けて具体的な施策を実行します
 1. 顧客ポートフォリオ、製品ポートフォリオを見直して顧客の優先度・目標売上高に応じた営業活動を行う。
 2. 難加工品に果敢にチャレンジし続け‘ダントツ’の技術力を身に付ける。
 3. 技術営業活動をさらに活発化させ顧客ニーズにタイムリーに応えられる‘機動力’をアピールしていく。
 4. 製造経費の合理化に向けて、消耗工具費用低減と人時生産性向上を重要課題として取り組んでいく。
 5. 三ツ知グループと協力会社を含めた生産設備の最適な再配置を実施する。
- ④デジタル化を推進してDX実現に向けたスタートを切ります
 1. 新基幹システムの稼働開始により間接業務の合理化を図る。
 2. DX推進メンバーを選抜し、製造現場の見える化からデジタル化・DX化を推進する。
- ⑤人材戦略を具体化し多様な人的資本を形成していきます
 1. 従業員各個人のスキルアッププランを立案・実施する。
 2. グローバル人材を計画的に育成する。
 3. 社員のエンゲージメント向上を目的とした人事評価制度への見直しを開始する。
- ⑥ESG経営への取り組みを強化します
 1. 昨年度発足したCN推進チームを中心にCNに対して能動的に取り組んでいく。
 2. 地域社会に愛される企業を目指した活動に取り組む。
 3. 経営の効率性と公平性、透明性を維持し、コーポレートガバナンス(企業統治)に積極的目づ確実に取り組み、持続可能な成長と企業価値の向上に努める。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社三ツ知製作所	10,000千円	100.0%	自動車部品、自動車カスタムファスナーの製造、販売
株式会社三ツ知部品工業	10,000千円	100.0%	自動車部品の製造、販売
株式会社創世エンジニアリング	10,000千円	100.0%	精密機械金型の製造、販売
Thai Mitchi Corporation Ltd.	100,000千THB	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナー、家電部品の製造、販売
Mitsuchi Corporation of America	5,037千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売
三之知通用零部件(蘇州)有限公司	6,400千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売
Mitsuchi India Pvt. Ltd.	180,000千INR	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売

(注) 当社の出資比率につきましては、間接保有を含む出資比率で記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは自動車部品の製造、販売及びその輸出入とこれに関する一切の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

名称	所在地
本社	愛知県春日井市牛山町1203番地
関東営業所	横浜市港北区
広島営業所	広島市内
九州営業所	福岡県久留米市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社三ツ知製作所	三重県松阪市
株式会社三ツ知部品工業	愛知県春日井市
株式会社創世エンジニアリング	福岡県久留米市
Thai Mitchi Corporation Ltd.	タイ国パトムタニ県
Mitsuchi Corporation of America	米国テネシー州
三之知通用零部件（蘇州）有限公司	中国江蘇省
Mitsuchi India Pvt. Ltd.	インド国ハリヤナ州

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
469名	25名減少

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー・アルバイト及び派遣社員の期中平均雇用人員121名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	1,812,865千円
株式会社三井住友銀行	618,406千円
株式会社商工組合中央金庫	605,864千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,662,292株 (自己株式 641,748株を除く)
(3) 株主数 978名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
名古屋中小企業投資育成株式会社	800,000	17.16
野田 正英	275,240	5.90
箕浦 義彦	210,000	4.50
箕浦 智康	207,400	4.45
箕浦 仁	206,600	4.43
池谷 真理子	204,000	4.38
石黒 いづみ	204,000	4.38
小野 実喜子	204,000	4.38
箕浦 信彦	197,400	4.23
阿知波 珠美	142,000	3.05

(注) 持株比率に関しては、自己株式 (641,748株) を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 村 和 志	株式会社創世エンジニアリング 代表取締役会長
代表取締役社長	下 元 守	
取 締 役	村 越 康 幸	
取 締 役	遠 藤 信 幸	株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長
取 締 役	澤 田 由 香	さわゆか経営事務所 代表 ケイパビルド株式会社 代表取締役 公益社団法人愛知県中小企業診断士協会 理事
取締役(監査等委員)	石 黒 勝	株式会社三ツ知製作所 監査役 株式会社三ツ知部品工業 監査役 株式会社創世エンジニアリング 監査役
取締役(監査等委員)	東 野 繁 幸	東野繁幸税理士事務所 所長
取締役(監査等委員)	小 川 洋 子	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表社員

- (注) 1. 重要な会議への出席や内部監査室との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、石黒 勝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役 澤田由香氏、東野繁幸氏及び小川洋子氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 澤田由香氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は、中小企業診断士、認定経営コンサルタント等の資格を有し、商工会議所の経営相談等の業務を通し、幅広い見識を有しております。
4. 当社は、取締役 東野繁幸氏及び小川洋子氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。東野氏は、税理士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、小川氏は、弁護士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 遠藤信幸氏は、2024年9月26日開催の第62期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 取締役 高木隆一氏は、2024年9月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 責任限定契約の内容の概要
当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	102,097 (1,200)	97,687 (1,200)	4,410 (一)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	26,691 (2,400)	26,691 (2,400)	— (一)
合 計	9名	128,789	124,379	4,410

- (注) 1. 上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額23,528千円(取締役(監査等委員を除く)17,236千円、取締役(監査等委員)6,291千円、うち子会社との兼務役員のうち子会社が実質的に負担した金額714千円)を含めております。
2. 上記金額には、子会社との兼務役員に対する報酬等のうち子会社が実質的に負担した金額を以下のとおり含めております。
兼務取締役(監査等委員を含む) 6名 19,955千円
3. 当事業年度において支給した取締役の退職慰労金のうち、従前に計上した引当金を超過した部分は20,383千円であり、支給額の算定に伴い生じたものであります。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
6. 業績連動報酬の算定については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため国内三ツ知グループの前期純利益を基に、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮し、総合的に金額を決定しております。上記業績連動報酬等の金額には、役員賞与を含めております。なお、月例報酬の支給割合は、基本報酬が85%~90%、業績連動報酬が15%~10%となっております。

(3) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年1月29日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基礎的役員報酬、業績連動報酬として役員賞与及び業績連動役員報酬により構成し支給する。監督機能を担う社外取締役（監査等委員を除く社外取締役）については、その職務に鑑み基礎的役員報酬のみとする。

②固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の基礎的役員報酬は月例支給とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動役員報酬は、月例支給とし、国内三ツ知グループの常勤役員を対象とし、国内三ツ知グループの前期純利益を基に総合的に勘案し算出された金額を、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮して決定するものとする。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、対象期間の国内三ツ知グループの当期純利益を基に総合的に勘案し算出された額を、賞与として毎年9月株主総会后に支給する。

④基礎的役員報酬の額及び業績連動役員報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別基礎的役員報酬と業績連動役員報酬等については上位の役位ほど業績連動役員報酬の配分ウエイトが高まる構成とし、前期の業績貢献実績等を勘案し、支給の有無を決定する都度、割合については代表取締役社長が決定する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長下元 守にその具体的内容について委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	澤 田 由 香	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に中小企業診断士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	東 野 繁 幸	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。
	小 川 洋 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要等

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員

②保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当社ではこの保険料を全額会社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 31,500千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 31,500千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、業務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び同業他社水準等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社でありますThai Mitchi Corporation Ltd.及びMitsuchi Corporation of America及び三之知通用零部件（蘇州）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② その場合、当該使用人の任命、異動は監査等委員会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令、人事考課は監査等委員が行う。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会はその職務を補助するため任命された使用人に対し、必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。

(3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ① 常勤監査等委員は、取締役会以外に、経営会議やグループにまたがる重要な会議等への出席を通じて、当社及び子会社に関する業務の執行状況の報告を受ける。
- ② 当社グループの役職員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社又は子会社に経営上重大な影響を及ぼす恐れのある事象やその他著しい被害を及ぼす恐れがある事象が発生した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③ 内部監査部門である社長直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を行い、その結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- ④ 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について定期的に監査等委員会に報告する。

(4) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底している。

(5) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

(6) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、内部監査室との連携及び情報交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人との情報交換を通じて、連携を図る。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ役職員の行動・判断基準とするべく経営理念、コンプライアンスガイドラインを定めるとともに、配付や研修を実施し、意思統一を図り、関係法令を遵守し、社会に適合した行動をするための指針とする。
- ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の当社グループ内通報システムである内部通報制度の適正な運用を図る。
- ③ 内部監査室は、当社及び子会社に対する内部監査を行う。
- ④ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行状況を監査する。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体によって行い、文書管理規程に基づき、文書の種類により5年、10年、永久の保存期間を定め、必要に応じて随時閲覧できるように保存・管理する。
- ② 開示情報が発生した場合には管理統括責任者は内容を精査し、適時適切に開示する。

(9) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する事項は、リスク管理規程に規定しており、必要に応じて社長をトップとする対策本部を設置して、対応方針を決定する。また、日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が上長へ報告し、各業務責任者が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。
- ② リスク管理の対応状況については、内部監査室が監査する。

(10) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中長期の経営課題及び方針の下でグループの年度計画・予算を策定し、当社グループの意思統一を図るとともに、資金・要員等の経営資源を効率的に配分する。
- ② 当社は、職務執行を迅速かつ実効性のあるものとするために、業務分掌規程、職務権限規程により責任・権限を明確にして意思決定を迅速化するとともに、当社に準じた責任・権限体制を構築させる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、三ツ知グループの経営理念及び行動指針に基づき、社内ホームページや社内掲示板等を用いて、経営理念の浸透や法令順守への向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	10,352,704	流動負債	4,839,218
現金及び預金	4,953,411	支払手形及び買掛金	855,626
受取手形及び売掛金	1,812,036	電子記録債務	759,277
電子記録債権	614,224	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	1,113,621	1年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	548,808	1年内返済予定の長期借入金	492,977
原材料及び貯蔵品	1,034,112	リース債務	32,585
その他	276,489	未払法人税等	80,651
固定資産	5,505,552	賞与引当金	4,378
有形固定資産	4,763,832	その他	563,721
建物及び構築物	1,336,172	固定負債	1,371,886
機械装置及び運搬具	1,618,510	長期借入金	908,527
土地	1,590,458	リース債務	124,726
リース資産	50,673	繰延税金負債	131,093
建設仮勘定	52,074	役員退職慰労引当金	51,024
その他	115,944	退職給付に係る負債	115,187
無形固定資産	100,912	資産除去債務	34,149
その他	100,912	その他	7,177
投資その他の資産	640,807	負債合計	6,211,104
投資有価証券	306,747	純資産の部	
繰延税金資産	123,851	株主資本	8,258,637
退職給付に係る資産	37,420	資本金	405,900
その他	172,806	資本剰余金	604,430
貸倒引当金	△18	利益剰余金	7,655,096
資産合計	15,858,257	自己株式	△406,789
		その他の包括利益累計額	1,388,515
		その他有価証券評価差額金	88,838
		為替換算調整勘定	1,299,676
		純資産合計	9,647,152
		負債・純資産合計	15,858,257

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	金 額
売上高		12,411,996
売上原価		10,405,550
売上総利益		2,006,446
販売費及び一般管理費		1,899,888
営業利益		106,557
営業外収益		
受取利息	23,932	
受取配当金	8,812	
受取賃貸料	38,645	
保険解約返戻金	36,236	
固定資産売却益	26,002	
受取補償金	26,754	
その他	37,961	198,344
営業外費用		
支払利息	25,935	
為替差損	79,018	
その他	25,388	130,342
経常利益		174,560
特別損失		
減損損失	180,596	180,596
税金等調整前当期純損失		6,036
法人税、住民税及び事業税	120,642	
法人税等調整額	△9,360	111,282
当期純損失		117,318
親会社株主に帰属する当期純損失		117,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	5,049,390	流動負債	4,320,887
現金及び預金	800,559	支払手形	3,520
受取手形	24,072	電子記録債権	759,277
電子記録債権	614,224	買掛金	846,986
売掛金	1,842,941	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	488,359	1年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	362,753	1年内返済予定の長期借入金	309,328
原材料及び貯蔵品	426,924	リース負債	4,179
前払費用	19,265	未払金	163,453
未収入金	454,487	未払費用	98,607
その他	15,801	未払法人税等	7,580
固定資産	5,193,183	未払消費税	35,089
有形固定資産	2,040,717	未預り金	34,932
建物	431,929	その他	7,933
構築物	37,620	固定負債	720,839
機械及び装置	544,715	長期借入金	583,613
車両運搬具	6,040	リース負債	16,137
工具、器具及び備品	81,092	繰延税金負債	50,844
土地	867,222	役員退職慰労引当金	35,273
リース資産	20,022	資産除去債	28,449
建設仮勘定	52,074	その他	6,521
無形固定資産	88,037	負債合計	5,041,727
ソフトウェア	6,450	純資産の部	
その他	81,587	株主資本	5,113,506
投資その他の資産	3,064,428	資本金	405,900
投資有価証券	302,604	資本剰余金	604,430
関係会社株	2,066,555	資本準備金	602,927
出資	10	その他資本剰余金	1,502
関係会社出資金	534,566	利益剰余金	4,509,965
長期前払費用	2,544	利益準備金	12,500
前払年金費用	37,420	その他利益剰余金	4,497,465
その他	120,744	別途積立金	3,151,000
貸倒引当金	△18	繰越利益剰余金	1,346,465
資産合計	10,242,574	自己株式	△406,789
		評価・換算差額等	87,340
		その他有価証券評価差額金	87,340
		純資産合計	5,200,847
		負債・純資産合計	10,242,574

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売上高		8,780,675
売上原価		7,667,797
売上総利益		1,112,877
販売費及び一般管理費		1,172,763
営業損失		59,886
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	75,585	
受取賃貸料	27,362	
保険解約返戻金	35,282	
貸倒引当金戻入額	32,919	
受取補償金	26,671	
その他	28,289	226,129
営業外費用		
支払利息	14,542	
社債利息	202	
為替差損	76,634	
その他	22,922	114,302
経常利益		51,939
税引前当期純利益		51,939
法人税、住民税及び事業税	12,132	
法人税等調整額	△3,837	8,294
当期純利益		43,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

株式会社三ツ知
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三ツ知の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ知及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

株式会社三ツ知
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三ツ知の2024年7月1日から2025年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月29日

株式会社 三 ツ 知 監査等委員会

常勤監査等委員 石 黒 勝 ㊟

監 査 等 委 員 東 野 繁 幸 ㊟

監 査 等 委 員 小 川 洋 子 ㊟

(注) 監査等委員東野繁幸及び小川洋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

日時 2025年9月25日（木曜日） 午前10時

会場 ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間 JR中央線勝川駅前（北口）

愛知県春日井市松新町1丁目5番地 電話：0568-36-2311



■ 交通のご案内

お車をご利用の場合



- 名古屋第二環状自動車道勝川I.C.より約5分
 - 東名高速道路春日井I.C.より約10分
- 契約駐車場（市営勝川駅前地下駐車場又はMAYパーク駐車場）をご利用ください。

電車をご利用の場合



株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。